

地域の交通安全を守る交通指導員を募集しています

交通指導員は、小学校登校時の児童の交通安全を見守る立哨活動の他、地域の交通安全のための活動をしています。市では、交通事故のない行田を目指して、一緒に活動する方を募集しています。

- ▶**応募資格**
- ・20歳以上75歳未満の健康な方
 - ・市内の交通安全のため熱意をもって活動できる方
- ▶**活動内容**
- ・児童登校時の立哨指導
 - ・交通安全教育の指導
 - ・市の行事やイベント時の交通事故防止活動
- ▶**募集人数** 4人
- ▶**その他**
- ・報酬(月額27,000円)などを支給します。
 - ・制服、装備品などを貸与します。



▶問い合わせ 交通対策課交通安全担当(内線283)

令和7年度行田市交通災害共済の加入を受け付け中です

交通災害共済は、市民の皆さんが会費を出し合い、加入者が交通事故によるけがなどをした場合に、見舞金を支払う相互扶助制度です。国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車などの交通に伴う接触などの事故が対象です(歩行中の転倒など対象とならないものもあります)。

- ▶**共済期間** 4月1日～令和8年3月31日
※加入期間中に市外へ転出した場合は効力を失います。
- ▶**加入資格** 本市の住民基本台帳に記録されている方
- ▶**会費** 1人年額500円(10月以降に加入される場合は250円)
- ▶**加入方法** 交通対策課で随時加入を受け付けています。
- ▶**問い合わせ** 同課交通安全担当(内線284)

下水道整備区域にお住まいの方へ 下水道へ接続して生活環境を快適にしましょう

下水道は、各家庭や事業所からの排水を集めて化学的に処理し、きれいな水にして川へ戻す大切な施設です。下水道に接続することにより、悪臭や害虫の発生が防止され、生活環境が改善されます。また、側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることもつながります。

多くの便益をもたらす下水道ですが、下水道が整備されても、接続していないと、下水道本来の役割を果たすことができません。下水道が整備された区域にお住まいで未接続の方は、早期の接続にご協力をお願いします。

また、接続工事は必ず「行田市排水設備指定工事店」に依頼してください。

- ▶**問い合わせ** 下水道課普及促進担当
☎564—0303



保育士資格をお持ちの方へ ～保育士応援ポータルサイトメルマガ登録のお願い～

保育士や保育士を目指す方に役立つ情報を提供するため、埼玉県で保育士応援ポータルサイト「埼玉保育ナビ」が作成されました。

「埼玉保育ナビ」では就職イベントや助成金、研修情報などがワンストップで掲載されています。メルマガまたはLINEに登録をすると埼玉県から支援施策がプッシュ型で配信されます。ぜひこの機会に「埼玉保育ナビ」にご登録ください。

- ▶**登録方法**
- ①「埼玉保育ナビ」(<https://hoiku.pref.saitama.lg.jp/>)にアクセス
 - ②トップページの「メルマガ登録」ボタンをクリック
 - ③必要事項を入力して登録
- ▶**問い合わせ** 埼玉県こども支援課
☎048—830—3349



「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」 に合わせて忍城をブルーにライトアップします

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが行われており、日本では自閉症をはじめとする発達障害を知ってもらうため、4月2日の「世界自閉症啓発デー」から8日までを「発達障害啓発週間」としています。

市では、この間、忍城をシンボルカラーであるブルーにライトアップし、広く啓発する活動を行います。

自閉症をはじめとする発達障害について知ること、理解することは、誰もが個人として等しく尊重されとともに、支え合いながら生き生きと暮らし続けられる共生社会の実現につながります。皆さんのご理解とご支援をお願いします。

- ▶**日時** 4月2日(水)～8日(火)日没から午後10時
- ▶**問い合わせ** 福祉課障がい福祉担当(内線266)

行田市地域包括支援センター運営協議会の委員を募集します

市では、高齢者の総合相談やケアマネジメント(対応調整)を行う地域包括支援センターを5カ所設置しています。この地域包括支援センターの適切な事業運営を図るため、毎年度運営協議会を開催し、事業計画および事業報告の検証、評価を行っています。

このたび、運営協議会委員の任期満了に伴い、委員を募集します。

- ▶**応募資格** 本市に住所を有し、平日昼間の会議に出席できる方。ただし、次に該当する方は応募できません。
- ・応募日現在、すでに本市の附属機関などの委員になっている方
 - ・市職員および市議会議員
- ▶**募集人数**
- ・【65歳以上の方】(介護保険の第1号被保険者)…1人
 - ・【40歳以上64歳以下の方】(介護保険の第2号被保険者)…1人

ご存じですか 整骨院・接骨院(柔道整復師)の正しいかかり方(国民健康保険)

整骨院や接骨院での柔道整復師による施術は、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。使えるのは、外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られ、その他の施術の施術料は全額自己負担となります。

整骨院や接骨院での施術は、国民健康保険が使える場合と使えない場合があることを十分にご理解いただいた上で適切なご利用をお願いします。

国民健康保険が使える場合(外傷性の負傷で慢性に至っていないもの)

- ・打撲、捻挫、肉離れ
- ・骨折や脱臼の応急処置(応急処置後は医師の同意が必要)

国民健康保険が使えない場合

- ・慢性となった外傷性の負傷や加齢に伴う痛み、しびれ
- ・肩こり、筋肉疲労、筋肉痛
- ・疲労回復、リラクゼーション
- ・症状の改善が見られない長期施術

整骨院・接骨院(柔道整復師)に治療を受けるときの注意点

- ・負傷の原因を正確に伝える
- ・医療機関との重複・並行受診に気を付ける
- ・長期的な施術になる場合は医師の診断を受ける
- ・療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名する
- ・領収書は必ず受け取る

医療費の適正化にご協力をお願いします

頻回受診・長期継続受診・多部位への施術などに該当する患者および施術所については、施術内容などを文書で確認する場合があります。皆さんに納めていただいた保険料を適正に使用するための確認ですので、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶**問い合わせ** 健康課保険年金担当(内線271)

- ▶**任期** 4月1日～令和9年3月31日
- ▶**応募方法** 住所、氏名、年齢、電話番号、応募した理由を記入した書類(様式自由)を3月26日(水)までに持参、郵送、行田市電子申請・届出サービスのいずれかにより提出してください。
- 【持参・郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市高齢者福祉課
- ▶**選考方法** 抽選により決定します。
- ▶**問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線290)



国民健康保険の届け出はお早めに

就職などにより職場の健康保険に加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出てください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず届け出をお願いします。届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、行田市国民健康保険を使って医療機関を受診すると、行田市国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

▶届け出に必要なもの

【国民健康保険に加入する場合】

- ・社会保険資格喪失証明書または被扶養者資格喪失証明書のいずれか1つ
- ・年金手帳(20歳～59歳の方)
- ・顔写真付き本人確認書類
※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、年金手帳、通帳などの書類2つ以上
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と加入する方全員分)

【国民健康保険から脱退する場合】

- ・新しく加入した社会保険の資格確認書または資格情報のお知らせ(脱退する方全員分)
- ・行田市国民健康の保険証または資格確認書
- ・顔写真付き本人確認書類
- ・個人番号が分かるもの(世帯主と脱退する方全員分)

- ▶**問い合わせ** 健康課保険年金担当(内線271～273)